

令和6年第1回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年1月26日(金) 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(10人)

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 会長 | 12番 | 前田 | 浩二 |
| 会長代理 | 11番 | 久木山 | 純広 |
| | 1番 | 池田 | 善之 |
| | 3番 | 樋ノ口 | 正信 |
| | 4番 | 川畑 | 千秋 |
| | 6番 | 木場 | 由美子 |
| | 7番 | 野元 | 京子 |
| | 8番 | 古賀 | 久美子 |
| | 9番 | 西村 | 四男 |
| | 10番 | 外蘭 | 健藏 |

出席農地利用最適化推進委員(3人)

| | | |
|--------|-----|----|
| 串木野地区1 | 藤園 | 宗男 |
| 串木野地区2 | 井手迫 | 正博 |
| 市来地区 | 永井 | 美治 |

出席職員 後瀬局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (11番 久木山 純広 委員・1番 池田 善之 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法(8件)について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願(1件)について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案・一括方式(5件)について

日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)(2件)について

日程第8 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。それではただ今から、令和6年第1回いちき串木野市農業委員会総会を始めたいと思います。まず、始めに会長からあいさつをお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 どうもありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず、事務局の方から本日の農業委員の出席状況を報告してください。
- 局長 農業委員定数 12名で、現在数 12名に対し出席委員数 10名で、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも出席されておりますことを報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。それではお手元の会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思いますが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 議長 ありがとうございます。それでは、今回の議事録署名委員に、11番久木山純広 委員、1番 池田善之 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。それでは、早速議事に入ります。
- まず、日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第1号農地法第18条

第6項の規定による合意解約通知は、1件1筆 322 m²で基盤強化法の合意解約です。後程5ページの日程第4議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請にて贈与を行うための合意解約です。よろしくお願ひします。

議長

今回は1件で、基盤強化法の契約を解約して、農地法の3条申請の手続きをするために合意解約をするということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、通知のあったとおり受理することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は8件12筆 9,485 m²です。2番と3番は、14ページの日程第7議案第5号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書耕作者変更機構貸出にて新たな耕作者との契約をご審議いただくための解約です。4番は、13ページの日程第6議案第4号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画書案一括方式の3番にてご審議いただくための解約です。5、6、7番は、借人の経営規模縮小による解約です。今後新たな耕作者を探していただけるように、3班の方々へお願いをしてあります。8番は、排水不良で耕作ができないための解約です。1番は、いちき串木野市の差押で、公売物件となるための解約ですが、今回合意解約のみで、公売会への参加希望者はいらっしゃらないようです。この農地の管理につきましては、今後税務課と協議をしていく必要があると考えております。よろしくお願ひします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。今回は8件12筆ということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

ちょっと私の方からいいですか。1番の案件は、公売物件のためということで合意解約ということですが、公売は何か出したんですか。

棚町主査 公売は、買受適格証明願いが出ないと公売に参加できないものですから、今回はこの物件に関しては、農業委員会への申請がありませんでしたので、公売へ参加できる方はいらっしゃないです。

議長 ということは、公売へ参加される人が出てこないということですか。

棚町主査 はい。

局長 2月9日が公売日です。

議長 2月9日が公売の予定日なんだそうですが、今のところ、後で出てくる買受適格証明を発行しないと、公売に参加できないんですが、それの申請が出ていないということを見れば、公売に参加する人はいないうようです。

棚町主査 そうです、農業委員会の買受適格証明を持って行かないと公売に参加できませんので、今回公売は成立しないと思います。

議長 これは、ずっと参加申し込みがない場合は、将来的にどう扱うんですか。

棚町主査 農業委員会事務局長が税務課へ確認をしましたところ、来年、再来年と何年かかけて公売に上げていきますので、差押に関しては、変わらないということで、何年経っても公売が成立しない時は、差押を解く可能性があるということでした。

議長 その間、誰も管理をしなければ遊休地になっていくわけで、そこらあたりについて税務課と協議をするということですか。

棚町主査 はい、そうしたいと思います。

議長 地番を見るとこの2筆は隣同士なんですか。

棚町主査 そうです。

議長 他にご質疑ございませんか。

木場委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

木場委員 農業委員会に買受適格証明願を提出するのが、日にちが決まっていたので、その後にこの耕作者が「買おうかな」という話しが出たんですけど、日にちが過ぎていたので今回は出さなかつたようです。

議長 全く可能性がないわけではないんですね。

木場委員 そうです。

議長 そういう情報も税務課の方にお伝えするのもいいのかなと考えます。

棚町主査 今、初めて伺ったものですから。税務課から何度も確認の電話をいただいていたんですけども、農業委員会には何も情報は入ってきておりませんと、お互いに確認をしておりました。今お話を聞きましたので、それに関しては税務課と情報を共有して、できることなら荒れないように早めに再公売をできるような形でお願いしたいと思います。

議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分8件については、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分8件については、通知のあったとおり受理することで決定をいたしました。なお、先程説明がありましたとおり、5番、6番、7番の3件については、規模縮小での合意解約ということで、まだ次の耕作者が決まっていないようですので、3班の皆さんについては、後の耕作者について推進をしていただければと思います。

次に進みます。日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は○○委員でございますが、すみませんが退席をお願いします。

○○委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願についてです。3ページをご覧ください。申請地は、川南地区の圃場整備された農用地区域内農地で、市役所税務課の差押物件です。2月9日に税務課の開催する農地の差押不動産の公売会へ参加資格を得るための申請です。農地法第3条第1項の規定による許可申請に必要な書類が添付されております。今回許可を頂いた場合、買受適格証明を発行します。公売で落札後に3条許可申請が提出されると、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていない場合、農業委員会会長の判断で許可をして差し支えない旨も合わせてご審議いただきますと、再度総会の審議を経ずに3条許可書を交付いたします。その際は、2月の農業委員会総会時に報告議案でご報告いたします。3条申請と同じようにご審議いただきますので、調査は【正】を池田委員、【副】を西村委員にお願いしております。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1番池田です。農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願No.1について、1月20日午後1時30分より、申請人本人立会いのもと、西村委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域内農地の田です。位置図は3ページ、4ページを参照してください。申請地は申請人が耕作しております。申請人は申請地を公売により取得して、引き続き水稻等を栽培するということです。農作業に従事する者は4名で、農機具についてはトラクター、田植機、コンバイン等農機具一式を持っておられます。自宅からの通作距離は1.5kmです。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明と現地調査の報告がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。ちょっと私の方からよろしいでしょうか。今現地調査の報告で現在は申請人が実際に耕

作をしているということだったですよね。特に契約はせずに相対で耕作をしているということでしょうか。

棚町主査 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 私が事前に確認をしましたところ、差し押さえられているご本人の自作の状態なんですが、その方から受託を受けて、○○さんのところが耕作をされていたということで、実際は地主さんの自作ということです。

議長 正式な貸借契約ではなくて、作業委託をしていた状態にある水田ということでございます。写真を見ても、隣と一体的に使われているような状態ですよね。何か他にご質疑ございませんか。先程事務局から説明がありましたように、2月9日に公売が実施されるということで、申請者に落札が決定したら直ちに3条許可申請の手続きが行われて、総会に諮ることなく、特段申請内容に変更がない場合は会長の判断で許可書を出すということまで含めての議案になっておりますので、そこをよく理解しておいてください。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願については、申請のとおり証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 异議なしということでございますので、日程第3議案第1号農地法第3条第1項の規定に関する買受適格証明願1件については、申請のとおり買受適格証明を発出することで決定をいたしました。○○委員は自席へお戻りください。

○○委員着席後

次に進みます。日程第4議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件です。2件について事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第4議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。5ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。申請地は譲受人が今まで耕作をしておられます。先程日程第1報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知にてご審議いただきました農地です。譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を野元委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について報告します。1月24日（水）午前9時から行政書士立会いのもと、野元委員と私で調査をしました。今回の申請は譲渡人から譲受人への贈与です。資料は5ページ、6ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。譲受人は長年にわたり、所有する田と一体利用されています。今後も引き続き耕作することです。労働力は2人です。防除は、地区の共同防除で行っています。除草は定期的に行います。農機具は一通り所有しています。周辺は田で、問題はありません。通作距離は、50m程です。私達の見聞したところ、特に問題はないと思ってきました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

7ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は譲受人の自宅の隣になります。調査は【正】を野元委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

野元委員

7番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、1月24日（水）午前9時20分より代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は7ページから8ページになり、農用地区域外農地です。現在譲受人は農業をされておらず、新規就農となります。労働力は2人で、農業用の機械は所有されていません。申請地は自宅の隣で、自家消費

用の野菜を栽培されるとのことです。特に問題はないと思われますが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今2件について事務局の説明と、現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず5ページ、6ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。それでは次に7ページ、8ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。私の方からいいですか。申請地は町なかの、住宅地の中の農地のようで、写真で見る限りきれいに整地をされて、本当に耕作できるのかなと、砂利かなんか入っていて、本当に耕作できるのかなと考えますが、どんな状態でしたか。

野元委員

別に砂利等は入っていないなくて、実際はここが売りに出ていたんすけれども、なかなか売れないので、右隣の方が買って野菜でも作ろうかと考えたようです。あそこの土地の真ん中は花なんんですけど、あちこち花が植えてあって、別に農業用の機械は要らず、鍬とかでも耕作できます。私達も整地してあったので、樋ノ口委員と色々見たんですけど、砂利とかは全然入っていないくて、鍬で掘り起こせば、自家用の野菜くらいはできるんじゃないかという状況です。

議長

ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようすでにお諮りしたいと思います。日程第4議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回2件ですが、2件についてはいずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件については、いずれも申請のとおり許可することで決定をしました。

次に進みます。日程第5議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ですが、2件について事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に質疑に入りたいと思

います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第5議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。9ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。貸人は令和3年4月に、3条申請により本申請地を取得しました。ゆくゆくは、子どものために取得したところではありますが、3条による5年間はちゃんと期間を守り、近隣の方々に農薬散布等迷惑はかけますが、果樹の耕作を続ける計画としておりました。借人である息子は、異動で県外へ転出しておりましたが、再び異動でこちらに帰ってきて、現在は日置市の借家を借りて住んでおりますが、結婚により子どもも授かり手狭になつたため、一刻も早く住宅を建築し、持ち家に住みたい状況のようです。このような状況で、5年間の縛りはありますが、近隣住民へ農薬散布時迷惑をかけている、果樹の生育も極めて良くない状況です。本市に住んで今後家の農業の手伝いもしてほしいと考えています。市の人口増にもつながります。以上のような理由で、理由書が添付されております。事務局としましては、当初相談があつた時点で、5年経過していないという事で難しいと判断したところではありました。これらの理由及び、果樹の生育状況、そして本申請地が土地区画整理事業の区域内にある第3種農地で、既に宅地として造成されており、今後縛りまでの2年2ヶ月ほど経過したとしても果樹の生育はあまり見込めないと思われ、申請を受付けた状況であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を川畠委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、1月20日午後1時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、川畠委員と3名で調査を実施しました。申請地につきましては、9ページ、10ページを参照してください。今回の申請は、借家住まいのために、申請地を親から貸借して、自己の住宅を建築したいとのことです。農地区分は第3種農地で第1種低層住居専用地域内であり、麓土地区画整理事業の一画で、この地区全体が都市計画で新築住宅の場所になっています。借人の息子が岩手県に5年間契約の勤務が3年余りで終わり、現在は日置市のアパートに家族で生活されています。いちき串木野市農業委員会では、農地を取得してから5年間は、農地として管理をする取り決めがありますが、今回は借人が自分の生まれた土地に住宅を建築し、親が農業をしていて水稻150a、ぶどう10aの経営体で、休日には両親と一緒に農業をしたいとの希望です。また、本市は少子高齢化が進んでいる状況で、1人でも移住者が増加することが、まちづくりにも貢献されると思います。転用の被害防除は、東側は道路、西側は雑種地、北側は公衆用道路、南

側は宅地であり、境界にはブロック積みをして、周辺に被害を及ぼさないようにいたします。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は東側の側溝に放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽であり、何ら問題はないと思います。借人の勤務先は、〇〇の社員であります。調査したところ、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。続きましてNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。11 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいでの手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外薦委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

外薦委員

10 番外薦です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、1月 22 日午前9時より、代理人立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は 11 ページ、12 ページを参照してください。転用の目的は、借家住まいでの手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいのです。農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域です。申請地は現状のまま利用し、周囲には農地はありません。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽です。申請地の東と西と南側は宅地、北側は道路です。着工予定は、許可が下り次第です。被害防除計画書等は、5条申請の備考欄に記載してあります。私達の調査では、特に問題はないと思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今申請のあった2件について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず9ページ、10 ページのNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。事務局からの説明もございましたように、令和3年4月に農地法第3条で取得した土地であるということです。本市の場合は、3条で許可申請をする際には、農地として最低5年間は利用するという趣旨の誓約書も取っているわけですが、今回はまだ5年を経過していないということで、色々な事情があつて早急に家を建てたいということでございますので、それなりの理由書を付けてあるということで、そこらあたりについては現地調査の報告がありましたよう

に、やむを得ない事情かなという説明がありました。そこらあたりも十分考慮して判断をしていただきたいと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。それでは次に 11 ページ、12 ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第 5 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請今回は 2 件ですが、2 件についてはいずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 5 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 2 件については、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第 6 議案第 4 号農用地利用集積計画書案一括方式についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 13 ページをお願いします。日程第 6 議案第 4 号 2 月 1 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で 5 件 7 筆 10,504 m²です。3 番は、契約形態を賃貸借から使用貸借へと変更するために、先程 2 ページの日程第 2 報告議案第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法にてご審議いただきました農地です。2 番は、前回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する案件です。これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い〇〇は、借入地は全て耕作しておられ、〇〇は、今後借入地を耕作していただけるようにお願いをしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、事務局の方から説明がございました。今回は、5 件 7 筆ということでございます。何かご質疑ございませんか。ちょっと、私の方から、もしわかれれば事務局の方で説明をしていただきたいんですが、3 番の案件については、2 ページの中間管理法の合意解約の 4 番、本人から本人への貸借になっておりまして、以前は基盤強化法で

賃貸借だったのを今回中間管理事業で賃貸借から使用貸借に変えるということで、本人から本人へということで、貸し主も借り主も本人で、実際にお金のやりとりはないと思うんですが、それをあえて契約の変更をするということで今回上がってきてるわけですが、そこらあたりの理由がわかれれば教えていただきたいと思います。

棚町主査

はい、事務局です。バンク法の貸し借りに4月以降は本人から本人への賃貸借はできなくなるということです。以前は相殺ということで賃貸借ができていたんですが、今後は使用貸借しか認められないということで、この方は早く契約を変更されたみたいです。

議長

今気づいたんですけど、この2ページは中間管理法の合意解約なんですかね。

棚町主査

はい、中間管理法の全部解約をしないと一括方式に申請が上げられないということです。

議長

適用法令は、基盤強化法と書いてありますけど、これでいいんですかね。

棚町主査

基盤強化法の中の中間管理法ということで確認をしています。

川畑委員

荒川で、中間管理法の契約にまとめた農地じゃないですか。

議長

中間管理法で契約してある分だと思うんですが、適用法令が基盤強化法でいいのかということです。適用法令が基盤強化法でいいのかどうか確認してみてください。

棚町主査

県に報告をする時にも基盤強化法の中の中間管理法ということで報告をしていますので。適用法令を変更した方がよろしければ、次回からそのように変えたいと思います。

議長

そこはまた、確認をしておいてください。今説明があったとおり、今回の一括方式の3番、本人から本人については、賃貸借による本人から本人への貸し借りはできないということで、使用貸借しか認めないということのようで、今回あえて一括方式で改めてまた契約をし直すということのようでございます。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようすでにお諮りします。日程第6議案第4号農用地利用集積計画書案一括方式5件7筆については、ただ今報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第4号農用地利用集積計画書案一括方式については、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第7議案第5号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

14ページをお願いします。日程第7議案第5号2月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、2件3筆2,180m²で新規の契約です。先程2ページの日程第2報告議案第2号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。借人は、借入地を全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願いします。

議長

今回は2件3筆ということでございます。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようすでにお諮りします。日程第7議案第5号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）については、ただ今報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第5号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）については、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第8議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いしま

す。

篠原主幹

資料は15ページになります。日程第8議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてご説明申し上げます。農業委員会の不祥事がないように、全ての農業委員会で法令等を遵守する申し合わせについて決議を求めるものであり、昨年1月の農業委員会総会にて実施したもので、令和2年度以降年1回以上実施するようにとのことです。本市農業委員会においても、公正、公平に職務を遂行し、法令等を遵守する申し合わせについて、案のとおり決議を求めるものです。申し合わせについて読み上げます。

(申し合わせ決議案読み上げ)

なお、次のページに最近の農業委員会関係での法令違反の実際の例が記載されています。各自お目通しください。またその次のページは、農業委員会法等に基づく適正事務実施についての資料です。特に気を付けていただきたいのは、上の1にありますように、秘密保持義務についてです。職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、委員を辞めた後も同様とあります。委員さんには、申請に伴う実態調査及び総会での議決、利用状況調査、意向調査、その他農地の貸し借りや耕作相談等において、農地の近隣の所有者や耕作者等について聞かれる事も多いと思います。守秘義務上個人情報については慎重に扱わなければいけないと思いますが、問題解決をしていくためには、そのような事も情報として話をしないといけない場合もあると思われます。そのような時は、話することで問題にならない、トラブル等にはならないと委員が判断した場合は、必要と思われる情報は話をすることもやむを得ないと思うところです。例えば今後地域計画を進めるにあたり、地域で話し合うことが出てくると思いますが、そういう時には所有者や耕作者を地域で情報共有していくかなければいけないと思われます。農業者や市民から疑わしいと思われる行動がないように個人情報の取扱いには十分気を付けていただきたいと思います。以下その次の、2総会の運営、3議事参与の制限、4選挙運動の注意、それから今回から新しく注意事項として資料に追加されました、5タブレットの適正利用等について書いてあります。タブレットにつきましては、本市は事務局に保管しており、必要な場合委員に貸し出すことしておりますが、他の県では業務以外に使用、例えば業務と関係のない動画を見たり、ゲームをしたりといった事例があるようです。タブレットには、いつ何について使用したかが、国の方で分かるようになっているため、委員の皆様も気を付けていただければと思います。よろしくお願ひします。

議長

毎年恒例の議決になっております。内容的には、例年と変わらない内容ですが、今回タブレット端末が導入されているということで、それに関する注意事項も載せてあります。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

- 久木山委員 議長、1つだけ。
- 議長 はい、どうぞ。
- 久木山委員 事務局に質問です。議事録の公表を出しているんですが、これについて何か要望や意見等はないですか。
- 篠原主幹 議事録の公表につきましては、ホームページの方へ公表してありますけれども、個人情報が漏れないように、名前は伏せて公表をしていくところで、今のところそれに関して電話等での問い合わせはないところです。
- 久木山委員 ありがとうございます。
- 議長 事務局から説明がありましたように、守秘義務、個人情報をむやみやたらに外部に出さないという説明がありましたが、農地の貸借を進めるにあたって、その農地の周辺の状況について、誰がどういう耕作をしているかという情報は、必要に応じて提供しないと、なかなか貸借の手続きが進んでいかない場合も結構あろうかと思います。そこは、それぞれの委員の判断で、外部の第三者の人に話をしても、そのこと自体がその後大きな問題に発展するようなことはないと確実に思われるような場合は、必要に応じてそういった情報も、隣接地の情報等については適宜提供をしていくべきじゃないのかなと思っておりますので、各委員がどこまで話をしていくかどうか判断をして対応していただけたらと思います。今後地域計画で地図を持って、目標地図の素案を持って各地区の総会に臨んで行くわけですが、そこでも具体的に耕作者の、或いは地権者の名前が出ていきますので、そういったものがないとなかなか話し合いもできないということで、地図は有効に活用して話し合いをしていく必要があろうかと思います。何か他にご質疑ございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 特にご質疑ないようすでにお諮りします。日程第8議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきましては、15ページに記載をしてある内容に沿って決議することでご異議ございませんでしょうか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）については、15ページ掲載の内容で決議することで決定をいたしました。（案）の文字は消してください。今後とも各委員、決議された事項に留意しながら常に法令遵守の精神で今後活動していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

